



## 使用料の適正化

昨年11月「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」策定し、現在、この方針に基づき、全庁的に見直し作業を進めています。[第11号](#)では、この方針の内容を説明しましたが、なぜ今見直しを進めなければいけないのかを少し詳しく解説しますので、参考にしてください。

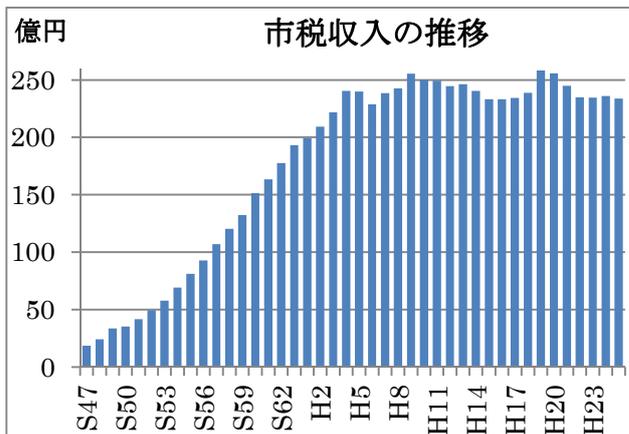
## 税金の役割と使用料

まず、公共施設の使用料とは、どういう性質のものなのかを解説します。

公共施設の維持管理には、多額の一般財源負担が生じません。簡単に言えば、公共施設の使用料は、特定の市民が受ける利益に対する対価を求めることにより、租税負担の公平性を図るものです。では、昔、社会の時間に習った累進課税は何のためにあるのでしょうか。累進課税とは、広く平等に行政サービスを届けるための富の分配制度です。大勢の市民が利用する公共施設は、この富の分配制度により維持されるべきものではないでしょうか。

まず、義務教育を見てみます。本市の試算では、小中学校9年間で、一人の子供に国税、地方税を合わせて約530万円（60万円/年）の税金が必要となります。日本国憲法第26条には、「義務教育は、これを無償とする。」と定めていますが、年60万円の所得税、地方税を支払うためには、子ども一人の場合年収700万円、二人の場合年収1000万円が必要です。義務教育は、まさに富の分配により維持されている公共施設の代表例です。

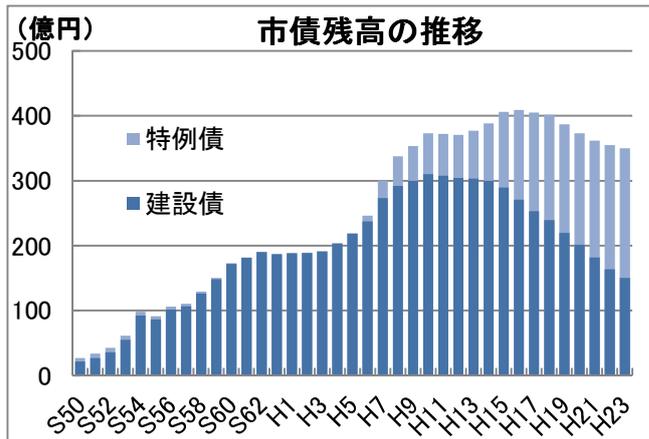
では、他の公共施設はどうでしょうか。なぜ、公共施設の使用料は、無償



又は安価にできたのでしょうか。その理由は、「人口増加」と「経済成長」です。左のグラフを見てください。

本市でも、この二つの要因により税収は増え続けました。義務教育施設の建設は、昭和60年に一段落していますが、この時の市税

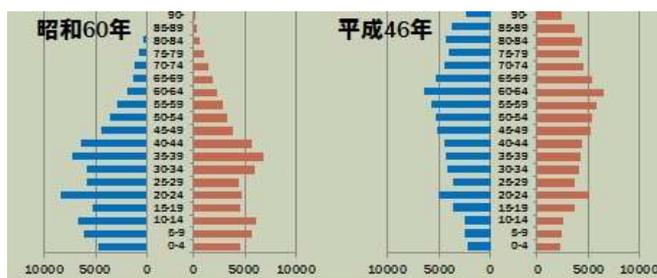
収入は 151 億円。その後も平成 4 年度までは増え続け、現在まで、230～250 億円程度で推移しています。この税の持っていた余力が、富の分配による公共施設の維持に貢献してきました。しかし、人口減少と高齢化により、この余力が小さくなってきたことに加え、医療、介護、子育て支援などに多く振り分けなければならなくなっています。この傾向は、ずいぶん前から始まっていますが、行革の取組みを進めてきた結果、歳出削減により税の負担を下げられる余地は、もうあまり多く残されてはいません。



左のグラフを見てください。本市の市債残高の推移ですが、公共施設の整備に充ててきた建設債は減少する一方で、「臨時財政対策債」という特例債の残高が増え続けています。建設債は、将来の市民にも恩恵がある公共施設の建設費用は、将来の市民

も負担すべきという点で一理ありますが、特例債は、現在市民へのサービスの対価を将来世代が負担することになります。もちろん、この特例債をすべて公共施設でのサービスに充てているというものではありませんが、現在この特例債に頼らなければ、市政運営が難しい状況にあります。

また、下のグラフは、本市の人口ピラミッドです。どちらも壺の形に見えますが、昭和 60 年は下がどっしりとした壺、平成 46 年は、上が膨らんだ壺です。どちらが倒れやすい壺



でしょうか。たしかに公共施設には大事な役割があります。できるだけ安く、又は無料で使えるようにすることが理想像です。

しかし、ツケ回しをした先に待っているのは、こういう社会です。道路や義務教育施設以外の公共施設を利用する機会は、すべての市民に均等とは言えません。その利用に係る負担を将来世代へツケ回していいのでしょうか。富の分配よりも、負担を分かち合う方法を考えなければならない時代です。

なお、方針は、負担増ばかりを求めるものではありません。子育て世代の負担軽減や、効率的利用の推進も検討を進めます。この夏は、そのための実証実験を行います。詳しいことは、添付の PDF ファイルで見てください。